

日中一時支援事業の給付基準額等の一部見直しについて

1 結論

多治見市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための条例施行規則(平成 24 年3月31 日規則第 62 号。以下「規則」という。)に規定する、日中一時支援事業(以下「事業」という。)※1の実施事業所のサービスの維持・拡充を図るため、給付基準額等を見直し、所要の規則改正を行う。

※1 日中、介護する人がいないために一時的な見守り等の支援を行う事業

2 経緯

本事業については、利用ニーズが高い反面、受け入れ可能な事業所数が少ないことから、需給の不均衡が生じている。給付基準額は平成 18 年の事業開始時から見直しを行っていないことから、利用者及び事業所からの強い要望、当事業の役割の重要性を鑑み、給付基準額等の見直しを検討。また、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、医療的ケアが必要な者等に対する体制加算の拡充が行われており加算要件等の見直しも必要と判断。

3 事業の役割

- ①地域支援体制の充実(地域におけるセーフティーネット機能)⇒実施事業所の維持・充実が必須
- ②家族(介助者)の負担軽減(レスパイトケア)
- ③利用者本人の社会参加支援(将来的な自立生活や就労支援へのステップアップ)

4 事業の現状・課題と見直し概要

※給付基準額及び加算額は国の報酬単価を参考に算定

(1)基本事業 1 時間あたりの単価 【見直し】900 円/時間⇒1,500 円/時間

現状	課題
・現行の基本給付基準額 900 円/時間では運営が成り立たない(苦しい)	・事業への参入控え (実施事業所の負担が重い)
【参考】介護士平均時給 1,200 円～1,900 円	・利用希望者のニーズに応えられない

(2)重度障がい者(児)加算 【見直し】福祉サービス事業所 0 円⇒300 円/時間

現状	課題
・重症心身障害者(児)は日常生活のあらゆる場面で全面的な介助が必要な場合が多い ・利用実績のある 8 事業所のうち、6 事業所で重症心身障害者(児)を受け入れ ※現行の加算は医療機関での受け入れのみが対象。現在、本事業を行う医療機関の登録はない(今後予定なし)	・強度行動障害のある方を含め、複数職員(利用者 1 人に対し 2 人以上の職員)による支援が必要 ・人員、安全確保の面で事業所の費用負担が大きい

(3)医療的ケア者(児)加算 【新設】600 円/時間

現状	課題
・医療技術の進歩により在宅で生活する医療的ケア者(児)が増加 ・専門的な医療知識や技術を要した職員の配置、生命の安全確保に直結するケアの実施に対する処遇が整っていない	・看護師などの資格を有する専門職の配置が不可欠だが、有資格者の配置に対する支援(加算)がないため、人員確保の面で事業所の費用負担が大きい 【参考】看護師平均時給 1,500 円～2,100 円

(4)休日・夜間・早朝加算 【新設】300 円/時間

現状	課題
・休日・夜間・早朝の利用者が多い	・通常時間外に支援を行う際の運営負担が大きい

5 改正の内容

別表第2（一部抜粋）

(旧)

4 日中一時支援事業 重症心身障害者（児）	1時間	900円	A
	4時間未満	4,900円	
	4時間を超え	9,800円	B
	8時間未満		
	8時間以上	19,600円	

備考3 重症心身障害者（児）の区分は医療機関において重症心身障害者（児）に対してサービスを提供した場合に適用する。

(新)

利用者加算	4 日中一時支援事業 重度障がい者（児） ※重症心身障害者（児）（身障1級若しくは2級及び療育A1若しくはA2の手帳を有する者）又は、強度行動障害がある利用者を受け入れたとき	1時間 1時間につき 300円	A 見直し B 見直し
	医療的ケア者（児） ※看護師を配置し、たん吸引、経管栄養、導尿、酸素管理及び薬液の吸入等（「医療的ケア」）が必要な利用者を受け入れたとき	1時間につき 600円	新設
	時間外加算 休日、夜間、早朝 ※土・日・祝日及び18:00～22:00、6:00～8:00に利用者を受け入れたとき	1時間につき 300円	新設

備考3 利用者加算は、利用者の状態等に応じ、いずれか高い方の額を適用する。